

三重県公報

号 外
昭和39年7月1日
水 曜 日

目 次

漁調委指示

- 保護水面における水産動植物採捕禁止 (海区漁業調整委員会) 1
- いか釣漁業に対する発電機による集魚灯使用光力制限 (同) 2

漁 調 委 指 示

●三重海区漁業調整委員会指示第1号

水産資源保護法第14条の規定に基づく藻場保護水面における水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法第67条第1項の規定に基づき、次の水面においては昭和39年7月1日から昭和39年7月31日まで水産動植物の採捕を禁止する。

昭和39年7月1日

三重海区漁業調整委員会会長 川 上 定 文

- 1 保護水面の位置
三重県度会郡二見町今一色地先
- 2 保護水面の区域
イ、ロ、ハ、ニ、イを順次に結んだ線によつて囲まれた水面
- 3 区域の標示点の位置
基点1 三重県度会郡二見町大字西と二見町大字杜との境界に管理者が建設した標柱の位置
2 三重県度会郡二見町御塩殿前防波堤西角に管理者が建設した標柱の位置
点イ 1から13度の線と2から348度の線との交差点
ロ 1から19度の線と2から0度の線との交差点
ハ 1から53度の線と2から21度の線との交差点
ニ 1から75度の線と2から13度の線との交差点

●三重海区漁業調整委員会指示第2号

火光利用漁業と沿岸漁業との調整を図るため、漁業法第67条第1項の規定に基づき昭和39年7月1日から昭和39年7月31日までの間、大王崎から三重、和歌山県両県界に至る区域海面において発電機により集魚灯を使用するいか釣漁業に対し、次のとおり指示する。

昭和39年7月1日

三重海区漁業調整委員会会長 川上 定文

1 使用光力の制限

1隻の漁船当りに使用する電球の総量は2キロワット以内とする。

2 操業禁止区域

定置漁業の周囲 300メートル以内の区域内においては操業してはならない。

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 250円
6箇月 1,500円
1箇年 3,000円

昭和39年7月1日印刷発行

津市広明町13番地(電代⑧1,111)

三 重 県 庁

印刷 三重県印刷所